

# 一般社団法人和歌山地域通訳案内士会定款

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

当法人は、一般社団法人和歌山地域通訳案内士会と称し、英文名では Wakayama Local Guide Association とする。

### 第2条（事務所）

当法人は、主たる事務所を和歌山県田辺市に置く。

2. 当法人は、理事の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### 第3条（目的）

当法人は、日本の歴史・伝統・文化・言語を国際社会に広めて調和・共栄を図るとともに、主として和歌山県下における地域および観光資源の振興・保全に寄与することを目的とする。

### 第4条（事業の種類）

- (1) 観光等の来訪者を案内する事業
- (2) 旅行業法に基づく旅行業に関する事業
- (3) 地域住民と観光等の来訪者との交流の場を設ける事業
- (4) 英語教育および外国人への日本語教育を支援する事業
- (5) 語り部および通訳ガイドを養成する事業
- (6) 主として和歌山県関連の魅力を日本国内及び海外に発信する事業
- (7) 主として和歌山県下の景勝地の環境・景観保全を支援する事業
- (8) その他この会の目的を達成するために必要な事業

### 第5条（公告の方法）

当法人の公告は、当法人の事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社員

### 第6条（会員の構成）

この会の会員は正会員、準会員、賛助会員の3種をもって構成し、正会員をもって一般社団法人に関する法律上の社員とする。

1. 正会員

当法人の目的に賛同して入会した者

2. 準会員

当法人にガイド登録をした者

3. 賛助会員

当法人の設立の趣旨に賛同し、その活動を支援する個人及び団体

### 第7条（入会）

会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書により申し込み、代表理事の承認があったときに入会が許可される。

2. 正会員および準会員として所属しようとする者は、他の団体との同時所属を可能とする。ただし、所属している団体または新たに入会した団体について、当会に報告するものとする。

### 第8条（経費等の負担）

会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2. 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### 第9条（会員資格の有効期限）

第6条に定める会員資格の有効期限は、入会日より1年以内の2月末日までとする。

### 第10条（任意退会）

会員は所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

### 第11条（除名）

会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議をもって、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) 別途会員規約に定める規定に違反をした場合
- (4) 当法人の著作物を無断複製および配信・配布をしたとき
- (5) 会員の個人情報を無断で第三者に知らせたとき
- (6) その他除名すべき正当な事由があるとき

### 第12条（会員名簿）

当法人は、会員の氏名または名称、住所を記録した名簿を作成する。

### 第3章　社員総会

#### 第13条（構成）

社員総会は、正会員をもって構成する。

#### 第14条（権限）

社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事の選任または解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残務財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

#### 第15条（開催）

社員総会は通常総会及び臨時総会とする。

- 2. 通常総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に代表理事が召集し、予算並びに事業計画、決算並びに事業報告、その他当法人の運営に関する事項の承認を得なければならない。
- 3. 総会開催日の告知および招集は、開催日の1週間前までに行うものとする。
- 4. 臨時総会は、代表理事が招集する。
- 5. 総会は、正会員総数の半数以上の出席がなければ開催できない。ただし、やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、総会に出席する社員を代理人として書面をもって表決を委任することができるものとする。この場合、前段の規定については、出席したものとみなす。

#### 第16条（議長）

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

#### 第17条（議決権）

社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

#### 第18条（決議）

社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2. 前項の規定に関わらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の

3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

#### 第19条（議事録）

社員総会の議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

### 第4章 役員

#### 第20条（役員）

当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以内

理事のうち、1名を代表理事とする。

#### 第21条（役員の選任）

理事は社員総会の決議によって選任する。

2. 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

#### 第22条（理事の職務及び権限）

代表理事は当法人を代表してその業務を統括する。

#### 第23条（役員の任期）

理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2. 理事が欠けた場合又は第20条で定める理事の員数が欠けた場合には、任期満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

#### 第24条（役員の解任）

理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

#### 第25条（役員の報酬）

理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員

総会の決議によって定める。

## 第5章 計算

### 第26条（事業年度）

当法人の事業年度は毎年7月1日から翌年6月末日までの年1期とする。

### 第27条（事業計画及び収支予算）

当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

### 第28条（事業報告及び決算）

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が書類を作成し、通常総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、第2号及び第3号の書類については、承認をうけなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

### 第29条（余剰金の不分配）

当法人は、余剰金の分配を行わない。

### 第30条（経費）

当法人の経費は事業による収入、寄付金、会費、助成金、補助金及びその他の収入をあてる。

### 第31条（会費等の返還）

既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

## 第6章 清算

### 第32条（残余財産の帰属）

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第7章 附則

### 第33条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和2年6月30日までとする。

### 第34条（設立時の役員）

当法人の設立時理事は、次の通りとする。

設立時理事 濱口 美三子

設立時理事 高橋 千花代

設立時理事 和田 良穂

設立時代表理事 和田 良穂

### 第35条（設立時社員の氏名及び住所）

設立時社員の氏名及び住所は、次の通りである。

住所 和歌山県西牟婁郡白浜町栄1103番地の20

設立時社員 和田 良穂

住所 和歌山県紀の川市王子94番地

設立時社員 津山 和香

### 第36条（法令の準拠）

本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人和歌山地域通訳案内士会設立のため、設立時社員2名は、本定款を作成し、これに署名押印する。

令和元年7月18日

設立時社員 和田 良穂 印

設立時社員 津山 和香 印